

1	議席番号 1 番 福世 義己 議員	開始予定時間 1 2 月 1 0 日 午前 9 時
<p>【広域避難計画における原子力災害時の取組について】</p> <p>浜岡原子力発電所においては、3,000人を越える多くの作業員による様々な工事が活発に行なわれています。施設内には、すでに6,542体の使用済み核燃料体が貯蔵されています。さらに、令和2年8月27日と10月14日の2日にわたって、併せて286体の新燃料体が大型トラック16台で運び込まれました。</p> <p>吉田町全域はUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）になっています。原子力災害が単独で発生する場合は、設備関係の故障・破損や操作の人為的ミスなどが考えられます。これは、何時でも起こりうる災害です。特に、単独災害による避難計画は早期に訓練を重ねるなどして、課題点を洗い出し実効性を高める取組が必要であると考えます。</p> <p>そこで以下の点について質問します。</p> <p>(1) 全面緊急事態が発令された時は、住民等は屋内退避となっており、一般的に、遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効とされている。大部分の町民は、放射線を遮る効果の低い木造建屋に住んでいるために、学校等の町所有のコンクリート建屋を屋内退避場所として使用することができれば有効な対策となると考えるが、このような対策はとれるか。その場合、収容人数はどれくらいと見込んでいるか。</p> <p>(2) コンクリート建屋に収容しきれず、体育館等、広いスペースのある建屋を一時避難施設として利用する場合に有効なものとして、放射線防護機能がある防災テント「エアージェルター」というものがある。</p> <p>これは、有事の際に一時的にこの中で過ごした後、被ばくリスクが下がるのを見て避難計画に基づき避難を開始することが出来るように使用するものであり、原子力災害の備えとしては必需品であると考えますが、町はこのような設備用品を整備する考えはあるか。</p> <p>(3) 吉田町原子力災害広域避難計画の「第5章 避難手段」において、「避難手段は、原則として、自家用車とする。自家用車で避難する場合は、世帯単位で乗り合わせる等して、渋滞緩和に努める。自家用車避難が困難な住民等は、一時集合場所から、バス等の避難手段により避難を行う。」とある。</p> <p>そこで、自ら自家用車を運転できない要配慮者が、指定されている一時集合場所に徒歩等で集合することは極めて困難で危険であると思われるので、全面緊急事態が発令された時の屋内退避場所を地区ごとの公民館等とし、避難開始が発令された時、到着したバスにより各公民館等を回り、要配慮者を乗せて一時集合場所に集合する方法も考えられるがいかがか。</p>		

2

議席番号 12 番

大石 巖 議員

開始予定時間

12月10日 午前10時

【県内一高い実質公債費比率・将来負担比率について】

静岡県内各市町の財政健全化を判断する指標として、令和元年度の実質公債費比率と将来負担比率が公表されています。

吉田町は、いずれの指標においても、県内で一番の高率となっています。

実質公債費比率とは、町の標準財政規模に対する起債（借金）の返済割合を示す指標であり、高いほど財政を圧迫する要因となります。

その結果、住民サービスの低下や町民への負担が増えるのではないかと危惧する声があります。

そこで、以下の点について質問します。

- (1) 令和元年度決算における実質公債費比率は12.1%、将来負担比率は68.9%であるが、県内市町の中で一番高率となったのはなぜか。
- (2) 「津波防災まちづくり」の事業として、住吉地区の防潮堤建設など、多額の資金を必要とする事業が予定されているが、起債残額を減らす財政運営ができるのか。
- (3) 将来への財政負担を減らすために、施設の長寿命化などを実施しているが、住民サービス予算の削減や住民負担の増加などを招かない健全な財政運営を確保できるか。

3	議席番号 5 番	平野 積 議員 開始予定時間 12月10日 午前11時
<p>【国民健康保険の運営について】</p> <p>国民健康保険の運営は、平成30年度から県が市町とともに行うことになり、町は県が算定した額の「国民健康保険事業費納付金」を収め、それに対して被保険者の治療費等は県が「保険給付費等交付金」として町に支給する仕組みとなりました。</p> <p>また、制度変更の狙いの一つとして、町は、より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるために様々な働きかけを行い、地域づくり・まちづくりの担い手として、関係者と連携・協力した取組を進めることが挙げられています。</p> <p>そこで、以下の点について質問します。</p> <p>(1) 保険者努力支援制度の集計結果によると、吉田町は令和元年度静岡県内最下位で、全国的にも下位に甘んじている。この結果を踏まえ、評価向上のために町が進めていることは何か。</p> <p>(2) 事業費納付金額を県が算定しているが、一人当たりの納付金が吉田町は県内でも高い水準である。 この納付金額に対して町は納得しているか。</p> <p>(3) 国民健康保険税の算定は各市町に任されている。算定方式のうち、基礎課税分（医療分）における世帯別平等割額28,800円の徴収を止めた場合、財政上どのような支障が発生するか。</p> <p>* 保険者努力支援制度：保険者における予防・健康づくり、医療費適正化等の取組状況に応じて交付金（全国で約500億円）を交付する制度</p>		

4	議席番号 4 番 中田 博之 議員	開始予定時間 1 2 月 1 0 日 午後 1 時
<p>【公園や児童遊園地などの維持管理及び活用について】</p> <p>町は、現在保有する公共施設の整備や維持管理を計画的に行うことにより、施設の長寿命化と将来負担の軽減を図るため、平成29年3月に「吉田町公共施設等総合管理計画」を策定し、令和2年2月には、それぞれの施策の対応方針を定めた、令和2年度から令和11年度までの10年間を実施期間とする「吉田町公共施設個別施設計画」を策定しました。</p> <p>これらの計画は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、国が平成25年11月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定されたものであり、「吉田町総合計画」の下、各施策、事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた、横断的な内容となっています。</p> <p>私は、こうした方針の下、計画的に行っていこうとすることは、様々な面で良い効果を表すと考えますが、他方、インフラ資産を対象とした各施設等の個別計画については、一部は現段階において未策定など、明らかになっていないため、いわゆる対症療法的な管理手法を続けているものと推察します。</p> <p>こうした管理の視点は、その時点における一時的なコストが優先されるなど、最良の選択には及ばないのではないのでしょうか。</p> <p>また、平成26年6月に改訂された国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」において、「遊び場で遊ぶことの意義」の項目では、「特に、都市公園の遊び場には幅広く利用者が集まるため、世代間や地域社会との関わり、集団での遊びを通して社会的ルールや自分が果たすべき役割、責任などの存在に気付き、他者とのコミュニケーションを円滑に図る能力を身につけることが期待できる。」との記載があり、子どもの遊び場の重要性について触れています。</p> <p>また、我が国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増し、第2次ベビーブーム世代である団塊ジュニアが40代後半になる中、2019年の出生数は推計で86万4,000人と過去最少を記録し、「86万ショック」とも呼ばれる状況となり、この急速な少子化の進行は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念していますが、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築等、子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題であると考えており、「吉田町人口ビジョン」を策定するに当たり実施された『地方人口ビジョン』及び『地方版総合戦略』策定のための結婚・妊娠・出産・子育てに関する意識調査における「吉田町で安心して子どもを産み育てるために重要となる取組」の設問に対し、「子どもの遊び場の確保」を選択した方が18.1%と決して少なくない声が挙が</p>		

っていることから、住みやすい居住空間を実現させる一助として、公園及び児童遊園地などの充実を図ることは理にかなっているものと考えます。

以上を踏まえ、以下の点について、質問をします。

(1) 現在、公園等において、職員の巡回パトロールや委託業者による点検等において、修繕が必要と判断されている遊具はどのくらいあるのか。

また、修繕の必要があると判断された遊具や撤去された遊具への今後の対応について、町はどのように考えているか。

(2) 第5次吉田町総合計画後期基本計画には、施策の方向性として、「公共施設におけるユニバーサルデザイン化の推進」を掲げている。

使用制限や使用禁止のある公園施設について、修繕の予定や今後のユニバーサルデザイン化を町はどのように考えているか。

(3) 第5次吉田町総合計画後期基本計画の施策「公園・緑地の整備と利活用」の「現状と課題」において、「公園・緑地等の整備計画の立案や整備後の維持管理に、積極的に住民が参加する仕組みづくりを行うことが必要です。」と記載している。

この仕組みづくりの1つとして、公園や緑地などに管理者の電話連絡先を示す看板を設置することで、住民が遊具の故障などを発見した際、すぐに連絡ができ、早期発見、早期対応することができ、それにより遊具の長寿命化につながると考える。

公園等へのこうした看板設置について、町はどう考えるか。

【下水道事業に係る税負担の不公平の解消について】

町全体を俯瞰して見ると、公共下水道事業は、住吉地区、片岡地区に集中している。

平成2年から事業が始まり約30年間で、およそ230億円、一戸当たり約850万円の事業費が費やされた。しかし、北区地区や川尻地区、事業計画区域から外れた地区は負担のみで受益はない。9月の一般質問では納得いく回答が得られなかった。

以下、質問をする。

- (1) 令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計の決算、歳入総額12億5,000万円に対し、収入では分担金及び負担金1,038万円、使用料及び手数料8,526万円、諸収入790万円計1億350万円、その他は一般会計繰入金や国庫補助金等である。
不公平が存在すると思うが認識は。
- (2) 下水道整備にかかる計画区域内と計画区域外での税投入の不公平完全解消のための考えと対策は。

【大規模地震に備える浄化槽への対応について】

国土交通省のHP（ホームページ）には、近年の大規模地震と下水道施設における被災事例が示されている。

兵庫県南部地震では、約642億円。

新潟県中越地震では、205億7,900万円。

能登半島地震では、18億8,200万円。

新潟中越沖地震では、62億300万円。

東北地方太平洋地震では、3,500億円。

記憶に鮮明な浦安市での被災査定額は191億円が示された。

ライフラインの応急復旧状況は、浦安市においては、ガス：11日後。上水道：27日後。下水道：36日後が記録された。

一方、浄化槽の被災は、東日本大震災の調査では、全損は3.8%。（震度6弱以上または津波被害地域の1,099基を対象）という調査結果もある。

東海・東南海・南海地震が切迫している。

以下、質問をする。

- (1) 吉田町でも被害想定は必要と思うが、町の考えと想定は。
- (2) 大規模地震に対する基金等への対策は。

(3) 上記全損の場合を試算すると、 $1,099 \text{基} \times 0.038 = 42 \text{基}$ 、浄化槽設置費用を103万円とすると、 $42 \text{基} \times 103 \text{万円} = 4,326 \text{万円}$ となる。

下水道と浄化槽とを比較すれば、下水道事業から浄化槽への事業転換への見直しは考えなければならぬと思う、町の考えは。

6	議席番号 3 番 盛 純一郎 議員	開始予定時間 1 2 月 1 1 日 午前 9 時
<p>【災害時のペットの同行避難について】</p> <p>東日本大震災や熊本地震の経験から、災害時における避難所でのペット受入れ態勢の確立の重要性が各自治体において認識されつつある。</p> <p>厚生労働省が、平成 2 5 年 6 月に「災害時におけるペット救護対策のガイドライン」を示し、静岡県においても、平成 2 9 年 3 月に「避難所のペット飼育管理ガイドライン」が示されている。</p> <p>当町においても、犬・猫を中心とした愛玩動物は家族と同等と考える町民は多いと思われる。</p> <p>万一の災害時におけるペットの同行可否、飼育や避難のルールなどは町民にとって大きな関心事であるため、町としてのガイドラインを町民に示し、周知することは急務ではないかと考える。</p> <p>以上を踏まえ、以下の点について質問する。</p> <p>(1) 当町の災害時の避難場所や避難地において、ペットの同行避難は、どの程度、認められると考えるか。また、その理由は。</p> <p>(2) ペットの同行避難可能な専用の避難所開設を検討する自治体もあるようだが、当町では、そうした考えはないか。</p> <p>(3) 大型種や多頭飼育、また、避難所への同行が現実的には難しい種の動物を飼う家庭への災害への対応の指針はどのようなものか。</p> <p>(4) 町の考えや指針を、ペットを飼う、または、これから飼おうと考える町民に対し、周知させる有効な方策は、どのようなものかと考えるか。</p>		

【川尻海岸におけるシーガーデン整備について】

町は、豊かで勢いのある魅力的なまちを目指し、平成28年3月「新たな安全」と「新たな賑わい」の創出を一体的に進める町独自の「シーガーデンシティ構想」を策定しました。

構想の主な取組で「新たな賑わい」の創出の核となる、多目的広場・海浜回廊の整備が着々と進められており、川尻海岸におけるシーガーデン整備におきましては、令和2年度末には、多目的広場と繋がった海拔11.5メートルの川尻海岸防潮堤が完成予定であり、特に、川尻の住民の皆様や浜田土地区画整理組合の関係者には、大きな喜びと期待をされております。

さて、このシーガーデン整備は、町が国との繋がりを大切にし、異例の速さで、国及び県との連携のもと進められておりますが、それぞれの費用負担などがどのようになっているのか、具体的な説明はまだされておられません。

以上を踏まえ、以下、質問します。

- (1) 今まで、多目的広場を除いた、川尻海岸の防潮堤の工事費用はどれくらいかかっているのか。
また、国・県・町との費用負担はどのようになっているのか。
- (2) 今後、川尻海岸防潮堤完成までに、どれくらいの工事費用が必要となるのか。
また、国・県・町の費用負担はどのようになっているのか。
- (3) 川尻海岸の防潮堤の法面は、芝を張る予定と伺っているが、強風や台風などの影響により、損傷も予想される。
景観を維持するための管理費などを捻出する方法は、どのように考えているか。
- (4) 第5次吉田町総合計画後期基本計画の中で、多目的広場の整備は、水産基盤整備として、令和5年度の目標値が100%となっているが、賑わいづくりの拠点として、どこまでの完成を町は考えているのか。
また、完成までにどれくらいの費用負担が今後必要となる予定か。
- (5) 防災ゾーンにおける土地及び「河川防災ステーション」の建物などの費用負担は、国・県・町でどのようになっているのか。
- (6) 今後、新型コロナウイルス感染症拡大による財政への影響が予測されるが、計画への影響は。

【ごみの減量とリサイクルに向けての紙類の分別収集について】

町が収集するごみは、家庭から排出された、可燃物、金物類、プラスチック類マークあり、プラスチック類マークなし、ガラス類、ペットボトルの6種類があります。

また、自ら処理施設等へ持込むごみには、古紙類などがあります。

毎年3月に各家庭にごみ収集カレンダーが配布されますが、ごみを出す日やルールがわかりやすく載せてあります。

町のホームページにもある「ごみの分け方・出し方」のチラシには、さらに絵でわかりやすく「ごみの分け方・出し方」が出ています。

その中で、紙類をみると、収集に出すごみの可燃物には、包装紙があり、自ら処理施設等へ持込むごみの古紙類には、新聞紙、ダンボール、雑誌、家電の箱、牛乳パックがあります。

家庭で出る紙類には、それら以外にも、様々なものがあります。ティッシュペーパーの箱やレトルトカレー、お菓子の外箱、衣類と一緒に入っている白い紙、ラップやトイレットペーパーの芯も紙でできています。

汚れていない、これらの紙類の分別収集について。以下の点について、質問します。

- (1) ティッシュペーパーの箱、外箱、トイレットペーパーの芯など、これまで燃やすごみに入れていたであろう紙類も、これらを雑がみとして扱う考えは。
- (2) これらの雑がみをリサイクルできる資源と考え、新聞、雑誌、段ボールと同様に、資源物として分別収集すると、ごみの減量につながると考えるが、町はどのように考えているか。
- (3) 古紙類は、資源回収に出すか、リサイクルセンターへ、新聞は、4自治会館に持ち込み可能となっているが、雑がみの分別収集について、自治会や町内会の協力を仰ぐ考えはあるか。
- (4) SDGs（11．住み続けられるまちづくりを）の観点から今後のリサイクルへの取組は。